

### [ 事案 17-1 ] 契約取消請求 ( 銀行窓販 )

・平成 17 年 4 月 25 日 裁定受理

・平成 17 年 10 月 11 日 裁定終了

#### < 事案の概要 >

銀行窓口販売で契約したものは生命保険契約と認識していなかったとして、契約取消しを求めて裁定の申立てがあったもの。

#### < 申立人の主張 >

銀行を窓口 ( 募集代理店 ) として保険会社との間で締結した生命保険契約は、銀行との間で定期預金をするつもりで現金 ( 500 万円 ) を預けたものであり、保険会社との間で生命保険契約を締結する意はなかったものであるため、支払済みの保険料 ( 500 万円 ) の返還を求める。

#### < 保険会社側の主張 >

募集代理店である銀行はパンフレット等の資料を使用しながら、生命保険会社の保険商品であること及びリスク等の内容について説明を尽くしており、申立人は保険であることを認識していたものであるため、保険料の返還義務はない。

#### < 裁定の概要 >

本件は銀行窓口販売に係る初めての紛争事案として、申立人、保険会社、募集代理店である銀行の 3 者から事情聴取を行った。裁定審査会は申立人の錯誤による契約無効であるか否かについて審理を進めた結果、以下のとおり申立人の申立には理由がないとして裁定手続を終了した。

申立人が申立契約を申し込み、保険料を払い込んだ当時 ( 平成 16 年 12 月 22 日 )、申立人が主張するような錯誤 ( 保険会社との生命保険契約を銀行との定期預金と思い違いする ) に陥っていたかどうかについて検討した結果、申立人は、「積立利率変動型個人年金保険」であること及び宛先が「生命保険株式会社御中」と明記された「契約申込書」に自ら署名・捺印しており、申込書面の「基本保険金額」欄には 500 万円と、「年金支払開始年齢」欄には 53 歳とそれぞれ記入し、「年金種類」欄の「確定年金」という箇所と、「年金支払期間・保証期間」欄の「10 年」という箇所にそれぞれチェックをしている。申込書面には「年金受取人」欄の「被保険者と同じ」という箇所にチェックがなされ、「後継年金受取人」欄には申立人の母の氏名、「死亡保険金受取人」欄にも同じく記入し、「後継年金受取人」欄と「死亡保険金受取人」欄の記載も申立人が自ら記入したことが明らかである。

また、申立人は「保険商品のご提案にあたって」と題する書面にも署名・捺印しているが、同書面には「預金等との相違」という項目があり、「ご提案させていただく保険商品は預金等ではありません」と明記されている。さらに、申立人は、「受取人」として保険会社名が記入されている振込依頼書にも署名している。

このような客観的事実を捉えただけでも、申立人が、申立契約を申し込み、保険料を払い込んだ当時、主張するような錯誤に陥っていたものとは到底考えられない。

仮に、申立人が主張するような錯誤に陥っていたとしても、前述したような客観的事実からすれば、申立人には重大な過失があるといわざるを得ないので、いずれにしても

申立人が申立契約の錯誤無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書き）

なお、申立人の主張には、銀行による詐欺を理由とする申立契約の取消し（民法 96 条 1 項）を主張するかの如く受け取れる部分もあるが、銀行に欺罔行為があったとは到底認めることはできない。

（参考）

民法 95 条（錯誤）

意思表示は法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は自らその無効を主張することができない。

民法 96 条 1 項（錯誤又は強迫）

詐欺又は強迫による意思表示は取り消すことができる。